

京都市訓令甲第11号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年7月12日

京都市長 榎 本 頼 兼

別表教育長の項中第18号を第19号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 本市の公有財産及び物品への広告の掲載の決定及び契約に関すること。

別表総務部長の項中第15号を第17号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 本市の公有財産及び物品への1件1,200,000円以下の広告の掲載の決定及び契約に関すること。

(13) 広告付きの物品の無償譲受け（広告料の支払を受ける場合を含む。）の決定及び契約に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)